

令和3年第1回定例会 議案関係資料(各部個別説明案件)
(追加発送議案)

資料4

			ページ
1	指定管理施設に対する減収支援について 【第40号議案関係】 (令和2年度一般会計補正予算(第18号))	総務部	P. 1
2	減収補てん債の発行について 【第40号議案関係】 (令和2年度一般会計補正予算(第18号))	総務部	P. 2
3	新型コロナウイルスの影響を受けた公共交通事業者への支援について 【第50号議案関係】 (令和3年度一般会計補正予算(第1号))	地域創造部	P. 3
4	箕面市指定地域密着型(介護予防)サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例等4条例の改正について 【第31・32・33・34号議案関係】	健康福祉部	P. 5
5	保険薬局への慰労金の支給について 【第50号議案関係】 (令和3年度一般会計補正予算(第1号))	健康福祉部	P. 6
6	新型コロナウイルスワクチン接種について 【第50号議案関係】 (令和3年度一般会計補正予算(第1号))	健康福祉部	P. 7
7	箕面市高齢者等介護総合条例の改正について 【第30号議案関係】	市民部 健康福祉部	P. 8
8	北部大阪都市計画「箕面駅前地区地区計画」及び「箕面船場駅前地区地区計画」の区域内における建築物の制限に関する条例の制定等について 【第35・36号議案関係】	みどりまちづくり部	P. 10
9	国の第3次補正予算を活用した物品購入について 【第40号議案関係】 (令和2年度一般会計補正予算(第18号))	子ども未来創造局	P. 13
10	感染症対策のための学校トイレ等施設改修について 【第50号議案関係】 (令和3年度一般会計補正予算(第1号))	子ども未来創造局	P. 14
11	令和2年度成人祭の延期開催について 【第40号議案関係】 (令和2年度一般会計補正予算(第18号))	子ども未来創造局	P. 16
12	資金不足額への対応について 【第46号議案関係】 (令和2年度病院事業会計補正予算(第5号))	市立病院事務局	P. 18
13	新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業補助金について 【第45号議案関係】 (令和2年度病院事業会計補正予算(第4号))	市立病院事務局	P. 20

指定管理施設に対する減収支援について

総務部総務課

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた指定管理施設(収益施設や他の制度による支援措置がある施設を除く。)に対し、令和2年3月から10月までの利用料金の減収について収支差相当額を補填してきましたが、その後も減収傾向にあるため、国の令和2年度第3次補正予算による地方創生臨時交付金を活用して、令和2年11月から令和3年3月までの利用料金収入の減収見込み分の1/2を支援します。

1 補正予算概要

【歳出】 新型コロナウイルス市緊急支援事業(指定管理施設減収補填)

①補償金 指定管理施設減収補填 ▲7,745 千円

予算額 : 46,000 千円(6月補正・12月補正)

執行予定額 : 38,255 千円(3～10月分補填 38,248 千円、他事業へ流用 7 千円)

未執行額 : 7,745 千円

②交付金 指定管理施設支援金 10,945 千円

【歳入】国庫交付金 3,200 千円(地方創生臨時交付金[単独事業分])

(※同一事業の補償金の未執行額を、交付金に振り替えた後の残額分が国庫交付金の対象)

2 支援の対象施設

・これまで減収補填を行ってきた指定管理施設

みのお市民活動センター、市民会館・メイプルホール、生涯学習センター(中央・東・西南)、箕面文化・交流センター、総合運動場(第一・第二)、青少年教学の森野外活動センター、かやの広場、萱野中央人権文化センター、桜ヶ丘人権文化センター、止々呂美ふるさと自然館、多世代交流センター、小野原多世代地域交流センター、多文化交流センター、箕面駐輪場、桜井駐輪場・牧落駐輪場

3 支援の考え方

・これまでは、過去3か年平均と比較した「減収分」から「支出不要分」(休止・休館に伴い不要となった光熱水費等)を減額して補填したため、必要書類の提出や確認等に時間がかかり、実際に補填額を支払うまでに時間がかかりました。

・また、地方創生臨時交付金は、実損失額と連動して金額を決定(事実上の損失補償)する場合は対象外となりますが、減収した事業者の支援を目的として一定割合を給付する場合は対象となります。

・今回、地方創生臨時交付金を活用し、速やかに支援できる枠組みに見直して、4月上旬に支払い予定です。

(新しい枠組み) 直近3ヶ月(令和2年11月～令和3年1月)の実績から5ヶ月分の利用料金収入の減収見込み分を算定し、1/2を支援

減収補てん債の発行について

総務部 財政経営室

- ◆ 普通交付税の算定に用いた基準財政収入額と、実際の収入額に乖離があった場合の精算の手段として減収補てん債の制度があります。今般、法改正により新型コロナウイルス感染拡大に伴う減収対策として、地方消費税交付金や市たばこ税が、令和2年度に限った特例として減収補てん債の対象となったため、本市においても起債するものです。
- ◆ なお、減収補てん債の元利償還金については、後年度に交付税算入されます。

1 発行額の内訳

発行上限額 208,100 千円(この枠内で実際の減収額分を借入)

・地方消費税交付金	69,600 千円	}	交付税算入 75%
・市たばこ税	41,200 千円		
・地方消費税交付金(※引上分)	94,000 千円	}	交付税算入 100%
・地方揮発油譲与税	3,300 千円		

※引上分…消費税率が5%から8%~10%に引き上げられた際に設けられた社会保障財源分

2 交付税への算入

- ・予算額 208,100 千円のうち、上記割合のとおり 180,400 千円が後年度に交付税に算入されます。

3 制度改正の経緯等

- ・従来は、法人税関係と利子割交付金のみが減収補てん債の対象でしたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、地方税収が大幅に減少する中、令和2年度に限って、対象税目が拡大される特例措置が講じられたものです。

新型コロナウイルスの影響を受けた 公共交通事業者への支援について

地域創造部 交通政策室

- ◆ 昨年4月7日から5月25日まで続いた「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」(以下「緊急事態宣言」という。)期間において、公共交通事業者は、国からの要請を受けて、通常どおり運行を継続しました。
- ◆ このたび、国から地方創生臨時交付金を活用した公共交通事業者(バス・タクシー)への支援について要請があったため、同事業者に対して交付金を交付します。

1 補正予算概要

【歳出】負担金補助及び交付金 15,099 千円

【歳入】国庫交付金 15,099 千円 (地方創生臨時交付金[単独事業分])

2 支援の概要

(1)市内を運行する路線バス事業者への支援 14,329 千円

- ・ 昨年の緊急事態宣言期間において、国は、人との接触機会を7～8割低減する外出自粛を求める一方で、公共交通については「緊急事態においても必要な機能」として維持することを求めたため、公共交通事業者は感染症拡大防止対策を実施しつつ、通常どおり運行を継続しました。
- ・ このたび、外出自粛によって利用者が減少し、厳しい経営環境にある公共交通事業者に対して、国の令和2年度第3次補正予算による地方創生臨時交付金を活用して支援を行うよう、国から要請があったため、同期間中において、本市の公共交通を維持した阪急バス(株)に対して支援を行います。

(2)市内に営業所があるタクシー事業者等への支援 770 千円

- ・ 新型コロナウイルス感染拡大防止対策にかかる防護シート、マスク及び消毒液などを設置する費用並びに運行継続に対して支援を行います。
 - ・ 市内に営業所があるタクシー事業者への支援 620 千円
10 千円/台 × 62 台
 - ・ 市内を中心に運行するタクシー事業者への支援 150 千円
5 千円/台 × 30 台

箕面市指定地域密着型（介護予防）サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例等4条例の改正について

健康福祉部 広域福祉課、高齢福祉室

地域密着型（介護予防）サービスの指定等に係る基準を定めた厚生労働省令等が改正されたため、市の基準条例について該当部分を反映させる改正を行います。

1 条例改正の経緯

介護保険法の改正や令和3年度介護報酬改定の実施に伴い、介護保険の地域密着型（介護予防）サービスの指定等に係る厚生労働省令（平成18年厚生労働省令第34号及び第36号）、居宅介護支援及び指定介護予防支援の指定等にかかる厚生労働省令等（平成11年厚生省令第38号及び平成18年厚生労働省令第37号）が改正されたため、これらを根拠とする4条例を改正します。

2 改正する条例

- ①地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例
- ②地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例
- ③指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例
- ④指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例

3 条例改正の主な内容

- ①感染症対策の強化（共通）
 - ②業務継続に向けた取組の強化（共通）
 - ③ハラスメント対策、高齢者虐待対策の強化（共通）
 - ④認知症介護基礎研修の受講の義務付け（地域密着型サービス）
 - ⑤居宅介護支援事業所の管理者要件に係る経過措置期間を令和9年3月31日まで延長（居宅介護支援）
 - ⑥訪問介護の利用に係るケアプラン点検規定を追加（居宅介護支援）
- ※ただし、①、②、③（高齢者虐待対策の強化のみ）、④については、令和6年3月31日まででは努力義務

4 施行期日

令和3年4月1日

（ただし、⑤は公布の日、⑥は令和3年10月1日）

保険薬局への慰労金の支給について

健康福祉部 地域保健室

- ◆ 薬局は、新型コロナウイルスの感染が流行する中でも国から開局を求められ、医療機関等と同様に常に患者との接触を伴いながら、医薬品の供給が途切れることのないよう、使命感をもって日々業務に従事されています。
- ◆ 国の令和2年度第2次補正予算において、医療従事者や介護事業者、障害サービス事業者に対して慰労金の交付の対象としましたが、薬局は対象外となっています。
- ◆ このため、市では、薬局業務の重要性、市民の健康な生活を確保する必要性を鑑み、相当程度心身に負担がかかる中、医薬品の供給体制を維持いただいている薬局に対し慰労金を支給します。

1 補正予算概要

【歳出】

需用費	37 千円(封筒等)
役務費	15 千円(切手代)
負担金補助及び交付金	21,000 千円(30 万円×70 薬局)
計	21,052 千円

【歳入】

国庫交付金	21,052 千円(地方創生臨時交付金[単独事業分])
-------	-----------------------------

2 慰労金の概要

(1) 対象

- ・緊急事態宣言中の令和3年2月1日時点で、医療法又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づき、薬局の開設の許可を受け、及び届出をしているものであって、箕面市内に開設しているもの

(2) 慰労金の額

- ・1薬局あたり30万円

(3) 申請・支給方法

- ・申請方法は、感染拡大防止の観点から、申請書類の郵送による申請
- ・申請に基づき、交付決定後、指定された振込口座に慰労金を振込

(4) 申請期限等

- ・4月上旬に薬局へ個別通知し、7月30日まで受付

新型コロナウイルスワクチン接種について

健康福祉部 地域保健室

- ◆第1号議案において、令和3年度当初予算を提案していますが、集団接種会場の増設（西南生涯学習センター・東生涯学習センター）やワクチン配送の外部委託等の経費が新たに生じたため、第1号補正をお願いするものです。
- ◆なお、経費については、国の令和2年度第3次補正による国庫補助金により全額賄われます。

1 補正予算概要

【歳出】

(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度 (当初)	令和3年度 (補正)		計
報酬	-	-	3,054	会計年度任用職員	3,054
共済費	-	-	350		350
旅費	-	-	234		234
需用費	1,114	1,770	1,221	広報紙折り込み他	3,084
役務費	2,718	11,146	-		14,885
委託料	56,867	641,335	11,612	ワクチン運送委託他	686,590
(うち、予防接種委託料)	(39,508)	(598,657)	-		(638,165)
使用料	-	-	23,430	会場使用料他	23,430
備品購入費	-	-	1,000	救急蘇生セット	1,000
計	60,699	654,251	40,901		755,851

【歳入】

(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度 (当初)	令和3年度 (補正)		計
国庫補助金	60,699	654,251	40,892		755,842
弁償金	-	-	9	雇用保険個人負担金	9
計	60,699	654,251	40,901		755,851

箕面市高齢者等介護総合条例の改正について

市民部 介護・医療・年金室
健康福祉部 高齢福祉室

- ◆ 第8期介護保険事業計画期間(令和3年度から令和5年度までの3年間)の介護保険料を改定します。
- ◆ あわせて、介護保険法等の改正に伴い、関係規定を整備します。

1 介護保険料の改定

(1) 介護保険料の基準額

第8期介護保険料基準額(月額) 5,400 円

(第7期介護保険料基準額 5,700 円から 300 円の減、減少率 5.26%)

* 基準額: 課税世帯に属するかたで、課税対象年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の本人非課税のかたの月額保険料

【参考】北摂各市の基準額(2月上旬時点の聞き取り状況)

団体名	豊中市	池田市	吹田市	摂津市	茨木市	高槻市	箕面市
基準額	6,367 円	5,960 円	5,980 円	6,280 円	6,270 円	5,600 円	5,400 円

(2) 介護保険料の主な変動要因

① 介護サービスの利用量増等により給付費等が増加します。

・保険料基準額への影響額 516 円

② 市介護保険給付費準備基金の残高約 10.5 億円(※)を全額取り崩します。

・保険料基準額への影響額 ▲816 円

※ 第7期中の要介護認定者の実績人数が介護保険計画で見込んでいた人数を下回り、保険給付費等の給付実績と計画値に差が生じたこと等による黒字分を積み立てたもの

2 施行期日

令和3年4月1日

【新保険料率(第8期)】14段階

所得段階 区分	対象者		保険料			7期からの 伸び率	7期との差 (月額)
	世帯	本人	料率	月額	年額		
①第1段階	非課税	生活保護 ・老齢福祉年金受給者 80万円以下	0.30	1,620円	19,440円	-5.26%	-90円
②第2段階		合計所得 金額と課 税年金収 入額の合 計額	0.50	2,700円	32,400円	-5.26%	-150円
③第3段階			0.70	3,780円	45,360円	-5.26%	-210円
④第4段階	課税	80万円以下	0.85	4,590円	55,080円	-5.26%	-255円
⑤第5段階		本人非課税 (80万円超)	1.00	5,400円	64,800円	-5.26%	-300円
⑥第6段階		120万円未満	1.10	5,940円	71,280円	-5.26%	-330円
⑦第7段階		120万円以上 210万円未満	1.20	6,480円	77,760円	-1.14%	-75円
⑧第8段階		210万円以上 320万円未満	1.50	8,100円	97,200円	-5.26%	-450円
⑨第9段階(1)		320万円以上 400万円未満	1.72	9,288円	111,456円	-5.26%	-516円
⑩第9段階(2)	課税	400万円以上 600万円未満	1.87	10,098円	121,176円	-5.26%	-561円
⑪第9段階(3)		600万円以上 800万円未満	2.10	11,340円	136,080円	-5.26%	-630円
⑫第9段階(4)		800万円以上 1000万円未満	2.27	12,258円	147,096円	-5.26%	-681円
⑬第9段階(5)		1000万円以上 1500万円未満	2.40	12,960円	155,520円	-5.26%	-720円
⑭第9段階(6)		1500万円以上	2.50	13,500円	162,000円	-5.26%	-750円

【現行保険料率(第7期)】15段階

所得段階 区分	対象者		保険料		
	世帯	本人	料率	月額	年額
①第1段階	非課税	生活保護 ・老齢福祉年金受給者 80万円以下	0.30	1,710円	20,520円
②第2段階		合計所得 金額と課 税年金収 入額の合 計額	0.50	2,850円	34,200円
③第3段階			0.70	3,990円	47,880円
④第4段階	課税	80万円以下	0.85	4,845円	58,140円
⑤第5段階		本人非課税 (80万円超)	1.00	5,700円	68,400円
⑥第6段階		120万円未満	1.10	6,270円	75,240円
⑦第7段階(1)		120万円以上 125万円以下	1.15	6,555円	78,660円
⑧第7段階(2)		125万円超 200万円未満	1.24	7,068円	84,816円
⑨第8段階		200万円以上 300万円未満	1.50	8,550円	102,600円
⑩第9段階(1)	課税	300万円以上 400万円未満	1.72	9,804円	117,648円
⑪第9段階(2)		400万円以上 600万円未満	1.87	10,659円	127,908円
⑫第9段階(3)		600万円以上 800万円未満	2.10	11,970円	143,640円
⑬第9段階(4)		800万円以上 1000万円未満	2.27	12,939円	155,268円
⑭第9段階(5)		1000万円以上 1500万円未満	2.40	13,680円	164,160円
⑮第9段階(6)		1500万円以上	2.50	14,250円	171,000円

北部大阪都市計画「箕面駅前地区地区計画」及び 「箕面船場駅前地区地区計画」の区域内における 建築物の制限に関する条例の制定等について

みどりまちづくり部 まちづくり政策室

- ◆ 阪急箕面駅前の約0.6haの区域において、「箕面サンプラザ1号館」が耐震化の必要性から建物の更新時期を迎えており、これを機に、駅前にふさわしい公共施設と民間商業施設の一体的なまちづくりを実現するため、建物を建築する際のルールを「箕面駅前地区地区計画」として令和2年12月に都市計画決定したことに伴い、その内容を条例に定めます。
- ◆ 箕面船場阪大前駅前の約4.4haの区域において、船場広場から東の街区へと2階レベルのデッキで結び、歩車分離による安全で快適な歩行者ネットワークを形成する地区施設について、令和2年12月に都市計画変更したことに伴い、条例を改正します。

1 箕面駅前地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定

(1) 条例制定の目的

市都市計画審議会の審議を経て、令和2年12月に都市計画決定した「箕面駅前地区地区計画」の内容について、個別の建物を建築する際、より確実にルールが守られるよう条例を制定します。

(2) 条例(＝地区計画)の主な規制の内容

① 施設整備地区(A地区)

a) 建てられない建築物

- ・ぱちんこ屋、個室ビデオ店
及びインターネットカフェ
- ・民泊、畜舎、工場、倉庫、
危険物貯蔵施設

- ・キャバレー等の風俗営業関係施設

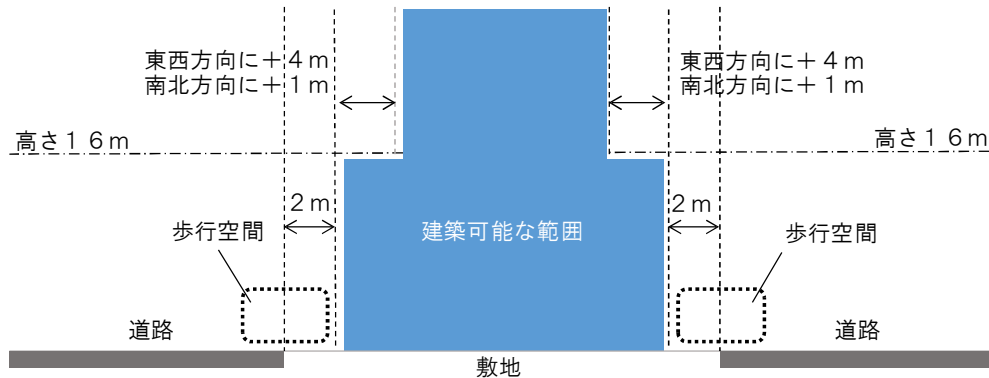
b) 高さ:40m以下(高度地区の特例制度により無制限となるものを40m以下に制限)

c) 敷地面積:2,000㎡以上



d)外壁後退：道路境界線から2m以上後退し、建物高さ16mを超える箇所はさらに東西方向に4m、南北方向に1m以上後退する。

【外壁後退イメージ図】



②駐車場集約地区(B地区)

a)建てられない建築物

・A地区の建てられない建築物に「住宅、共同住宅、寄宿舍または下宿」を加える。

b)高さ:22m以下 c)敷地面積:2,000㎡以上

③地区施設(A地区とB地区を結ぶ)

幅員4m、延長10mの歩行者連絡通路

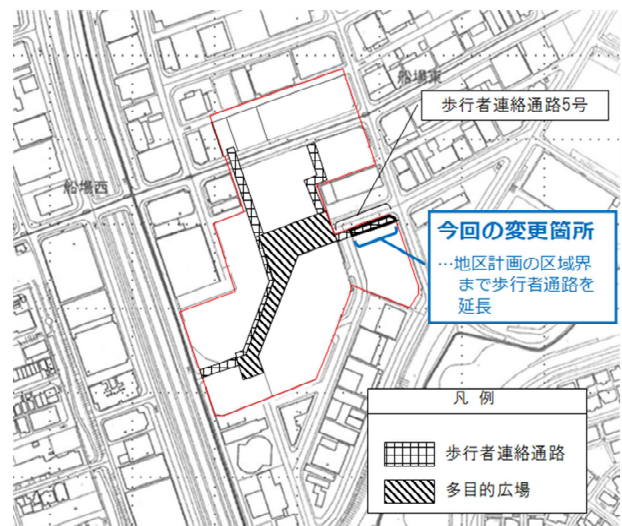
2 箕面船場駅前地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の改正

(1)条例改正の目的

令和2年12月に地区施設が都市計画変更されたことから、より確実にルールが守られるよう条例を改正します。

(2)条例(=地区計画)の改正内容

条例別図の地区施設(歩行者連絡通路5号)を地区計画の区域界まで東に延長します。



3 条例の施行期日

公布の日



国の第3次補正予算を活用した物品購入について

子ども未来創造局 学校教育室

- ◆ 国の令和2年度第3次補正予算において、感染症対策を徹底しながら児童・生徒の学習保障をしていくための「令和2年度学校保健特別対策事業費補助金」が追加措置されました。
- ◆ 感染症拡大など緊急時の家庭でのオンライン学習も想定し、来年度よりすべての学年の教育活動においてタブレット端末を日常的に活用していきますが、現在の旧JIS規格の児童生徒用の机が狭いため、この補助金を活用して新JIS規格の机・椅子セットを購入します。
- ◆ また、各校が感染対策等に必要な消耗品等を購入できるよう、交付金を配分します。

1 補正予算概要

【歳出】 30,400 千円

- ①需用費 29,014 千円 (机・椅子セット)
- ②交付金 1,386 千円 (消耗品、研修費など)

【歳入】 30,400 千円

- ①国庫補助金 15,200 千円 (学校保健特別対策事業補助金 補助率1/2)
- ②国庫交付金 15,200 千円 (地方創生臨時交付金【国費裏充当分】)

2 事業概要

(1)机・椅子セット

- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大など緊急時にオンライン学習をスムーズに実施するためには、平時から児童生徒がタブレット端末に慣れ親しみ、オンライン授業を受ける手順を習得しておく必要があります。
- ・ 今年度完了した一人一台端末の環境を最大限に活かして、今後児童生徒が授業でタブレット端末を活用する力の育成に取り組んでいきますが、現在各教室で使用している旧JIS規格の机・椅子セットではスペースが狭く、児童生徒が学習しづらい状況があります。
- ・ 各校において順次新JIS規格の机・椅子セットの入れ替えを進めていることから、当補助金の活用により新JIS規格の机・椅子セットを各学校に購入します。(1学校あたり48セット～104セット) これにより整備率は現時点の31%から47%に向上します。

(2)学校裁量の交付金の配分

- ・ 学校で必要な消耗品等を購入するため、交付金を交付します。(学校あたり約 60 千円)



感染症対策のための学校トイレ等施設改修について

子ども未来創造局 学校施設管理室

- ◆国の令和2年度第3次補正予算において、学校の感染症対策のための「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策(学校施設環境改善交付金)」が追加措置され、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」も1.5兆円積み増しされたことから、これらの交付金を活用し、トイレ改修とエアコンの取替工事を行います。
- ◆この事業の実施により、箕面市内全小・中学校の校舎、体育館、運動場トイレの改修と全普通教室への換気扇の設置が完了します。

1 補正予算概要

【歳出】	510,648 千円	
工事請負費	510,648 千円	(トイレ改修、エアコン取替)
【歳入】	510,648 千円	
国庫交付金	170,216 千円	(環境改善交付金(第3次補正予算) 補助率1/3)
	340,432 千円	(地方創生臨時交付金[国費裏充当分])

2 6月補正予算の減額について

- ・国の令和2年度第1次補正予算において「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策(学校施設環境改善交付金)」「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」が創設され、トイレ改修と換気扇設置の補正予算を計上しましたが、想定していた交付金を確保できず、多額の市の負担が生じたため、トイレ改修については運動場で使用する一部トイレ及びドライ化未実施の東小校舎に限定し、換気扇設置については予定通り実施することとして予算を減額します。

・予算減額後の事業概要

工事内容・予算額	場所	対象校
①トイレ改修 歳出:40,000 千円 歳入:13,333 千円	校舎	東小
	プール	箕面小、萱野東小、中小
	運動場	南小、西小、西南小、豊川北小、第二中、第四中
②換気扇設置 歳出:14,252 千円 歳入: 4,751 千円	普通教室、支援教室 多目的室、等	東小、西南小、豊川北小



3 トイレ改修、エアコン取替工事の概要

- ・各校トイレのうち、使用頻度の高い校舎のトイレについては、これまでに緊急経済対策を活用し改修済ですが、今般の補正予算では、体育館、プール、運動場のトイレで、未改修のものやドライ化未実施のものについて改修工事を行います。
- ・各校エアコンのうち、10年以上が経過し老朽化した教室等のエアコンを取り替えます。

工事内容	場所	対象校
①トイレ改修	体育館	萱野小、西南小、豊川北小、第一中、第四中
	プール	萱野小、北小、西小、西南小、豊川北小、豊川南小、萱野北小、第一中、第四中、第五中、第六中
	運動場	萱野小、東小、第五中、第六中
②エアコン取替	普通教室、支援教室 少人数教室、保健室	第一中、第二中、第三中、第四中、第五中、第六中、 とどろみの森学園

※国の交付金のスケジュールが確定次第、速やかに事業着手できるよう努めていきます。



令和2年度成人祭の延期開催について

子ども未来創造局 生涯学習・市民活動室

- ◆ 令和2年度成人祭は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、8月に延期して開催することとしていましたが、新成人の中には、「お盆の時期には家族で旅行に行く」、「熱中症への不安がある」、「就職活動がある」、「晴れ着が着られない」などの理由で、成人祭に参加しないとの声が届いています。
- ◆ 一方、成人祭延期の要因となった新型コロナウイルス感染症の状況をみると、緊急事態宣言の発出により新規感染者数の発生が減少していることや、さらに今後、ワクチン接種が医療従事者等、高齢者へと順次進んでいくことなど、明るい兆しも見えてきています。
- ◆ これらの状況を踏まえ、延期して開催する成人祭は、令和3年8月14日(土)に文化芸能劇場で、人数を制限した短時間の式典及び新成人が楽しめるイベントを開催することとしていますが、これに加えて、より多くの新成人が参加できるよう、令和3年4月24日(土)にも人数を制限した短時間の式典をグリーンホールで開催することといたします。なお、4月開催分については、新型コロナウイルス感染症の影響が大きい可能性があり、式典のみとします。

1 補正予算概要

【歳出】成人祭開催事業 9,393 千円

・報償金	48 千円
・印刷製本費	306 千円
・通信運搬費	374 千円
・手数料	44 千円
・委託料	5,556 千円
・使用料	3,065 千円

※現年度予算残高 906 千円と合わせ、予算額 10,299 千円を令和3年度に繰越

2 成人祭の実施について

- ・成人祭は、当初、令和3年1月11日(月・祝)に開催予定でしたが、新型コロナウイルスの感染が急速に拡大している状況を考慮し、延期するという苦渋の決断を行いました。
- ・また、開催日程については、
 - ①年度内に開催することとした場合、ワクチン接種が進んでいないことから、新型コロナウイルス感染症の影響により、再び延期したり、中止になる可能性が高いと考えられること、



②空気が乾燥し、飛沫が飛びやすくなっている冬季より夏季において成人祭を開催するほうが、新型コロナウイルス感染症の影響が少ないと考えられること、

③箕面市では、8月1日(日)から船場地区で新ホール「箕面市立文化芸能劇場」がオープンすることから、新成人の皆さまに新しい舞台で晴れやかに参加していただけるのではないかと考えたこと、

大きくはこの3つの理由により、8月14日(土)に延期して開催することとしました。

- ・一方で、「成人の日」の恒例行事であった成人祭を8月に変更したことにより、「お盆の時期には家族で旅行に行く」、「熱中症への不安がある」、「就職活動がある」、「晴れ着が着られない」などの理由で、成人祭に参加しないとの声が届いていました。
- ・そこで、令和2年度の成人祭は、日程を増やすことで新成人が参加しやすくするため、8月14日(土)に加えて、比較的暑さをしのぎやすい4月24日(土)にも開催することといたしました。
- ・4月24日(土)は、グリーンホールを会場として、人数を制限して短時間の式典を、8月14日(土)は、文化芸能劇場を会場として、4月と同様の式典及び新成人に楽しんでもらえるイベントを開催します。

3 成人祭開催の概要

【第1日】

- ・日程：令和3年4月24日(土) 場所：グリーンホール
- ・内容：式典のみ開催：中学校区単位で2回(午前・午後の部)で実施
(注)1月に開催予定だったものと同様、人数制限し短時間で実施。2日間に分けて開催することから、参加者数の減少が想定されるため、3回ではなく2回で実施。
 - ・市長、議長からのお祝いの言葉
 - ・新成人代表の誓いの言葉
 - ・その他 フォトスポットの設置(グリーンホール駐車場付近) など※新成人への案内(2日間に分けて開催することなど)は個別案内通知、もみじだより、市HPで周知する。

【第2日】

- ・日程：令和3年8月14日(土) 場所：文化芸能劇場
- ・内容：式典とイベントを開催：中学校区単位で2回に分けて実施予定
(注)式典は4月と同様、人数制限し短時間で実施。
 - ・市長、議長からのお祝いの言葉
 - ・新成人代表の誓いの言葉
 - ・新成人が楽しめるイベント
 - ・その他 熱中症予防のための待機スペース、フォトスポットの設置 など※新成人には、別途個別案内通知、もみじだより、市HPで周知する。

なお、新成人は、いずれか都合のよい日に参加します。(両方の参加もあり。)

資金不足への対応について

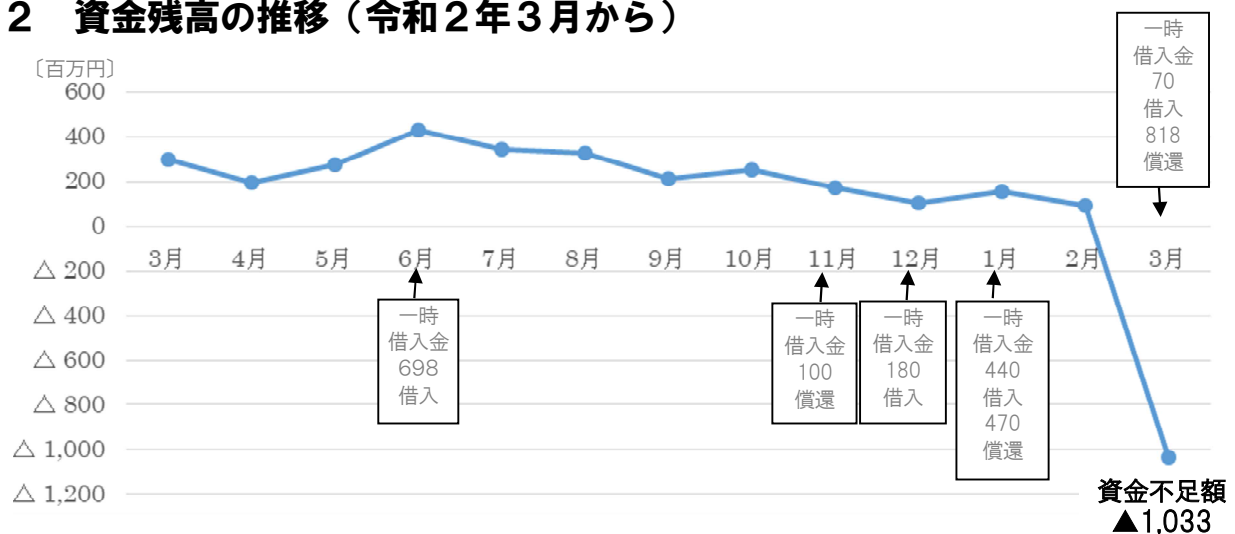
総務部 財政経営室
市立病院 事務局 病院経営室

- ◆新型コロナウイルス感染症の影響も加わり、令和2年度末の資金不足額は1,033百万円となる見込みです。
- ◆資金不足の対応として、新型コロナウイルス感染症の影響相当額に対して、市繰入金として一般会計補助金 631 百万円と特別減収対策債 402 百万円の発行で対応します。

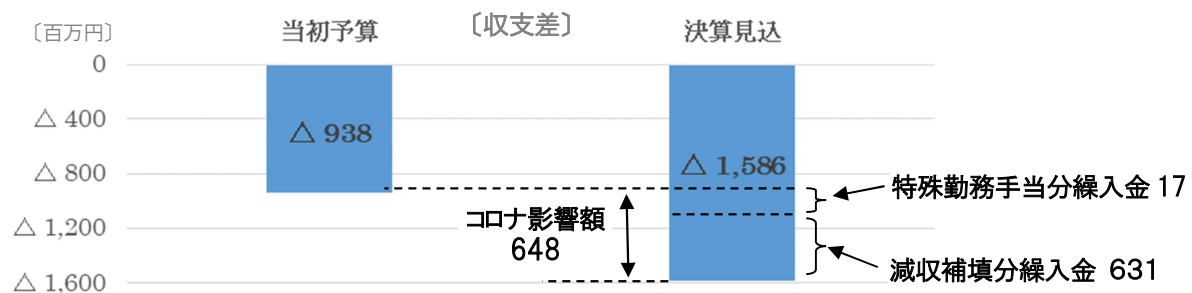
1 補正予算概要

- (1) 一般会計補助金 631,306 千円(新型コロナウイルス市緊急支援事業費補助金)
- (2) 企業債 402,000 千円(特別減収対策債)

2 資金残高の推移(令和2年3月から)



3 一般会計による支援について



・新型コロナウイルス感染症による病院事業会計の収支影響額については、国の令和2年度第3次補正による地方創生臨時交付金と、財政調整基金に積み戻していた国の令和2年度第2次補正による地方創生臨時交付金を活用し、一般会計繰出により補填を行います。

○一般会計歳出 631,306千円 新型コロナウイルス市緊急支援事業費補助金

○財源措置 631,306 千円 地方創生臨時交付金(単独事業分)

4 特別減収対策債について

(1)発行額 402,000 千円

・資金不足額1,033百万円から、一般会計繰入金で補填される631百万円を差し引いた402百万円について、企業債(特別減収対策債)を発行します。

(2)借入条件

①償還年限 10年償還(3年据え置き)

②借入利息 0.009%

新型コロナウイルス感染症患者等入院受入 医療機関緊急支援事業補助金について

市立病院 事務局 病院人事室

新型コロナ患者受入れ病床の逼迫に伴う入院受入医療機関への緊急支援策として、厚生労働省から新たな補助制度が創設されたことから、これを活用し、新型コロナ患者の対応を行った職員の処遇改善と感染防止対策、診療体制の更なる整備を行います。

1 補正予算概要

(1)収入 148,500 千円

○国庫補助金(新型コロナ患者等入院受入医療機関緊急支援事業補助金)

148,500 千円(収益的収入分 129,500 千円、資本的収入分 19,000 千円)

(2)支出 33,470 千円

①手当等(特殊勤務手当) 26,690 千円

②報酬(会計年度職員) 4,780 千円

③報償費(応援医謝礼) 2,000 千円

2 補助制度の概要

(1)補助基準額 4,500 千円/床 × 33 床(確保病床数) = 148,500 千円

(2)補助率 10分の10(国直接執行)

(3)対象経費

令和2年12月25日以降で年度内に執行する以下の①及び②の経費

①新型コロナ患者等の対応を行う医療従事者の人件費 99,000 千円(基準額の2/3)

・対象となる人件費は、処遇改善分に係る手当等、及び市立病院職員にあっては当該手当の受給対象者の基本給の合計額

②感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用 49,500 千円(基準額の1/3)

3 補助申請内容

(1)人件費

①対象者 令和2年12月3日～令和3年2月28日の間に勤務した者の内、次にあてはまる者

a.令和3年3月1日時点で在職する市立病院職員で、新型コロナ特殊勤務手当受給者及び感染拡大防止対策や診療体制確保等に従事する職員

b.発熱外来で勤務した医師会医師及び救急総合診療部の外部応援医師

②支給額

特勤業務 勤務日数	一時金支給額	一時金総額	基本給分	合計
5日以上	70,000 円	33,470 千円	182,981 千円	216,451 千円
1～5日	50,000 円			
0日	30,000 円			

※支給合計 216,451 千円の内、補助額は 99,000 千円

③支給時期 3月の給与支給等に合わせて支給予定

(2)感染防止・診療体制確保関係費用

(単位:千円)

区分	予定額	内容
材料費	4,393	消毒剤、個人防護具、抗原検査用材料他
委託料	18,230	清掃、洗濯、感染性廃棄物処理、設備点検
賃借料	8,212	寝具
需用費他	1,180	飛沫防止スクリーン、間仕切りパネル、 超音波診断装置修繕 他
収益的支出計	32,015	
器械備品費	19,812	電動ベッド、人工呼吸器、輸液ポンプ、 超音波診断装置 他
資本的支出計	19,812	
計	51,827	

※費用合計 51,827 千円の内、補助額は 49,500 千円

※上記感染防止・診療体制確保関係費用については、現在の予算額の範囲内で
執行可能なため補正なし